

年度の連結所得に対する法人税」、「又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税」、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、同条第九項中「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削る。

第四百四十二条第二項中「の損金不算入等」を削り、「第五十七条第二項」の下に「（欠損金の繰越し）」を加え、「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、「損金算入」及び「を」を「損金算入」、「に」、「」並びに「を」及び「に」に改め、「（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目」を削り、「第十一款」を「第十二款」に改める。

第四百四十三条第五項第二号ハ中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第四百四十四条中「第六十一条第一項第十二号」を「第六十一条第一項第十二号イ又はハ」に、「報酬又は年金」を「又は報酬」に、「（とあるのは）」とあるのは「第四百四十七条の三第一項（を）」とあるのは「第四百四十七条の三第一項」に改める。

第四百四十四条の二第六項中「第六十九条第十項及び第十一项」を「第六十九条第九項及び第十項」に、

「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「第六十九條第十二項」を「第六十九條第十一項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」に、「第十項」を「第九項」に、「準用する第十項」を「準用する第九項」に、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一條の十五第五項」と、「並びに第十項」を「同項」に、「並びに第四百四十四條の二第六項」を「同条第六項」に改め、同条第九項中「第六十九條第十項及び第十一項」を「第六十九條第九項及び第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第十項中「第六十九條第十五項から第十七項まで」を「第六十九條第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第二十三項」に改め、「は」と、「の下に」「第一項の規定に」とあるのは「同条第一項の規定に」と、「を加え、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第十六項」を「同条第二十四項」に、「に当該」を「に当該」に、「同条第十七項」を「同条第二十六項」に、「から第三項まで」とあるのは「、第四百四十四條の二第二項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」を「」とあるのは「、第四百四十四條の二第一項」と、「まで又は第十七項」とあるのは「まで」と、「つき第一項」とあるのは「つき同条第一項」に

改める。

第四百四十四条の三第一項中「日から」を「日（第一号において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

第四百四十四条の三第二項中「日から」を「日（第一号において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

第四百四十四条の三第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第四百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）
-------------	-------------------------------

を

（の	六月経過日	中間期間
----	-------	------

（の第四百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する	六月経過日（第四百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）	中間期間（同条第一項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）
--------------------------------	--	--------------------------------------

に改め、同条第四項中「から第四項

まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第四百四
-------------	------

十四条の六第二項第二号（確定申告）

を

（の	（の第四百四十四条の三第
六月経過日	六月経過日（第四百四十四
	る六月経過日をいう。次
中間期間	中間期間（同条第二項
	期間をいう。次項にお

二項第一号に規定する

条の三第二項に規定す

号において同じ。）

第一号に規定する中間

いて同じ。）

に改め、同条第五項中「確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第七

号又は第二項第二号に掲げる金額」を「第一項第一号又は第二項第一号に規定する法人税額」に、「事業
 年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「当該金額」を「当該法人税額」に改め、同
 項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第七十一条第四項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

第四百四十四条の四第一項及び第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項第一号中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書」を「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書」に、「にこれら」と、「を」と、「に改め、同項第二号中「第七項」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第五十八条第二項及び第五項」を「第五十八条第三項」に、「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に改める。

第四百四十四条の十三第九項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第十三項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第四百四十五条中「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

第四百四十六条第二項の表第二百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）の項中「第二百二十

五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第四百七十七条の四第三項中「又は連結確定申告」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第四百四十八条第一項中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）」を削り、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第四百四十九条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第四百五十条の二第一項中「及び連結法人」を削る。

第四百五十条の二次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第四百五十条の三 通算親法人が、他の通算法人の第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）に規定する法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の法人税の申告について第七十五条の四第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第百五十一条第一項中「第三十一号、」を「から」に、「及び第三十四号」を「まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第百五十二条の見出しを「（連帯納付の責任）」に改め、同条第二項中「（国税の徴収の所轄庁）」を削り、「第百五十二条第一項（受託者の）」を「第百五十二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四条の八第二項」を「第四条の四第二項」に改め、「に係る納税義務」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。

2 前項に規定する法人税を同項の通算法人から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第五百二十二条第一項（連帯納付の責任）に規定する通算法人の同項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該通算法人の法人税の納税地」とする。

第五百二十九条第一項中「第八十一条の二十二第二項第二号（連結確定申告）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）」を削り、「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は」を削り、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第八十一条の二十二第二項、第八十九条」を「第八十九条」に改め、「第八十一条の二十二第二項第二号に規定する法人税の額（第八十条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による

計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額」を削る。

第六百六十条中「第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）」を削り、「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改める。

第六百六十二条中「の中間申告書の記載事項」を「の中間申告書の記載事項等」に改め、「第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの」を削り、「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第四条 地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条・第十九条の二」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条の三・第十九条の四」に、「第二十二條」を「第二十二條」に改める。

第二条第六号中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同条第七号中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同条第八号中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条第九号中「連結完全支配関係」を

「通算完全支配関係」に改め、同条第十一号を削り、同条第十号の二を同条第十一号とし、同条第十三号を削り、同条第十四号を同条第十三号とし、同条第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改め、同条第二項中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第六条第三号を削り、同条第四号中「第二条第三十四号」を「第二条第三十三号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条第二項中「又は第八十一条の十三第一項」を削る。

第十一条の見出し中「特定同族会社等」を「特定同族会社」に改め、同条中「又は第八十一条の十三第一項」及び「又は第三号」を削り、「前条」の下に「及び次条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第十二条第一項中「ときは、」の下に「地方法人税控除限度額（を、「いう」の下に「。第四項において同じ」を、「計算した金額」の下に「をいう。」）を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第

二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「更正請求書」の下に「（次項及び第十五項において「申告書等」という。）」を加え、「同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

4 通算法人の第一項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算課税事業年度」という。）の第一項の地方法人税控除限度額は、当該通算法人の当該通算課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額及び当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した所得地方法人税額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

5 第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算

親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する課税事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用課税事業年度」という。）の税額控除額（当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

6 前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその地方法人税の負担を減少さ

せ、又は減少させようとする場合

二 法人税法第六十九条第十六項（第三号に係る部分を除く。）の規定の適用がある場合

7 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第十項までにおいて同じ。）の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十項において同じ。）における税額控除額（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度（以下この項において「対象前各課税事業年度」という。）において当該過去適用課税事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事

業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第九項及び第十項において同じ。）を当該対象課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

8 通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の所得地方法人税額は、第十条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第十項において同じ。）を加算した金額とする。

9 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税

額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10 前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 対象課税事業年度において第七項の規定により所得地方法人税額から控除した税額控除不足額相当額又は第八項の規定により所得地方法人税額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三 法人税法第六十九条第二十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

11 第七項及び第八項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
-----	---	--

第八項	税額控除額（当該対象課税事業年度 を超える場合には	税額控除額（当該最終課税事業年度 を超えるときは
	を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第八項	の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の 残余財産が確定した場合において、その合 併の日以後又はその残余財産の確定の日の 翌日以後に
	場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

12

第七項及び第八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	の各課税事業年度（以下第十項までにおい て「対象課税事業年度」という。）におい	が公益法人等に該当することとなった場合 において、その該当することとなった日以
-----	--	--

第八項	て、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その該当することとなった日の前の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象課税事業年度を超える場合には	税額控除額（当該最終課税事業年度を超えるときは
第八項	を当該対象課税事業年度の	を当該最終課税事業年度が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
	の対象課税事業年度において	ときは、最終課税事業年度
場合には、当該対象課税事業年度		ときは、最終課税事業年度

第十二条に次の二項を加える。

14 第七項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定

は、申告書等に第七項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

15 第八項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。）は、申告書等に第八項の規定により所得地方法人税額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。